

大村飛行場（仮称）の設置に伴う物件の制限等のための告示について

1 背景

長崎空港A滑走路は、国土交通大臣が設置、管理している長崎空港の一部ですが、旧運輸省が民間航空機の騒音対策等のために沖合にB滑走路を設置し、供用開始した以降は、主として海上自衛隊大村航空基地が使用してきたものです。

海上自衛隊大村航空基地においては、救難ヘリコプター等を配備、運用しているところですが、地元自治体や周辺の方々からは同滑走路周辺の騒音対策の実施等についても要望されてきました。

このため、防衛省としては、本滑走路を引き続き安定的に使用するために、国土交通省から同滑走路を引き継ぎ、現状のまま自衛隊の飛行場（大村飛行場（仮称））として設置するとともに、防衛省において一元的に騒音対策を実施することとしています。

本件告示は、長崎空港A滑走路を大村飛行場（仮称）として設置することに伴い、これまでと同様に航空法の規定に基づき物件の制限（飛行場周辺の建造物等の高さ制限）等をするために行うものです。

2 告示の内容

長崎空港A滑走路は、国土交通大臣が設置、管理する飛行場として、これまで国土交通大臣が飛行場の設置等の告示を行い、航空法第55条の2第3項の規定により準用される航空法第49条の規定に基づき物件の制限等が行われてきましたが、自衛隊の飛行場として改めて設置するに当たっても、自衛隊法第107条第2項の規定により準用される航空法第49条の規定に基づき物件の制限等をする必要があるため、これまでと同様に着陸帯、進入区域、進入表面、転移表面、水平表面等について告示するものです。

なお、大村飛行場（仮称）は、国土交通省が設置、管理する長崎空港A滑走路を現状のまま引き継ぐものであるため、着陸帯、進入区域、進入表面及び転移表面については、これまでと同じ内容を定めるものであり、また、水平表面については、大村飛行場（仮称）として新たに定めますが、長崎空港の水平表面の区域内に含まれますので、物件の制限（飛行場周辺の建造物等の高さ制限）等はこれまでより厳しくなるものではありません。

3 施行期日（予定）

平成23年度中に、大村飛行場（仮称）を設置するとともに、本件告示も施行する予定としています。

大村飛行場(仮称)の設置等に係る告示の内容について

